

会議録

会議の名称	平成 22 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成 22 年 8 月 26 日（木曜日） 午後 7 時 00 分から 9 時 20 分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	委員：奥野委員（会長）、下栗委員（副会長）、大黒委員、小美濃委員、清水委員、鈴木委員、玉置委員、阿委員 （欠席者）新倉委員、丸山委員 事務局：市長、福祉部長、生活福祉課長、福祉部主幹（生活福祉課）、福祉部主幹（生活福祉課）兼調整係長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、福祉部主幹（障害福祉課）兼事業管理係長、健康課長、市民部主幹（健康課）、高齢者支援課長補佐兼高齢者サービス係長、高齢者支援課高齢者サービス係主任、生活福祉課調整係主事、高齢者支援課高齢者サービス係主事、高齢者支援課高齢者サービス係主事、高齢者支援課高齢者サービス係主事
議題	1 諮問 2 議題 （1）高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について （2）その他
会議資料の名称	資料 1 平成 21 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会会議録（案） 資料 2 西東京市保健福祉審議会の機能（平成 22 年度版） 資料 3 西東京市保健福祉審議会条例 資料 4 西東京市保健福祉審議会条例施行規則 資料 5 高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について 資料 6 西東京市高齢者保健福祉計画（抜粋） 資料 7 西東京市地域経営戦略プラン 2010 第 3 次行財政改革大綱 資料 8 行政評価シート 資料 9 高齢者支援課が所管する検討対象事業の概要一覧（1） 資料 10 高齢者支援課が所管する検討対象事業の概要一覧（2） 資料 11 高齢者サービス各市実施状況 資料 12 「高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化」検討予定（案） 資料 13 地域福祉コーディネーター事業 ほっとネット 資料 14 （仮称）障害者福祉総合センターについて
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
○会長：	

平成 22 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会を開始する。

(欠席者報告)

(傍聴希望者の確認 (希望者なし))

それでは、会議次第に従って進めていきたい。本日は市長からの諮問があるので、まず諮問を受けた後、各委員で審議を行ってまいりたい。

○市長：

(諮問文読み上げ・会長に諮問書を手交)

○会長：

ただいま諮問をいただいたが、市長から一言ご挨拶はあるか。

○市長：

(挨拶 (概略))

平成 12 年に施行された介護保険制度も、本年で 10 年を迎えました。本年は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (第 4 期) の中間年にもあたります。今後も確実に高齢化が進展していく中、計画の進捗状況も踏まえつつ、将来に向けて持続可能なサービス体系を確立し、限りある財源の中で新たな需用に対応する必要があります。そのため、高齢者福祉サービスの内容及び利用者負担について、介護保険サービスの利用負担との整合性・公平性の観点から検討することが必要と考えております。つきましては、高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について、ご検討、ご審議いただきたいと思っておりますので、委員の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

○会長：

審議会としても、諮問事項について十分に検討して答申させていただきたいと思うので、各委員ご協力をよろしくお願ひしたい。

なお、市長は所用があるため、ここで退席されるとのことである。

(市長退席)

事務局から補足の説明をいただいた後に質疑応答としたい。

本日の会議はおおむね 9 時に終了を目処とし、審議の続きは次回にしたいがよろしいか。

(異議なし)

○事務局：

(配布資料の確認)

(前回会議録の訂正箇所の確認)

○会長：

会議録については只今の報告のとおりでよろしいか。

(異議なし)

○事務局：

市の人事異動があったため、事務局職員の紹介をさせていただく。

(事務局職員紹介)

前回、委員から審議会のあり方について整理した方がよいという意見をいただいていたので、そのことについて説明させていただく。

(審議会の趣旨説明)

- ・本審議会は保健福祉全般にわたる方向性を審議
- ・専門的な部会については分科会を設置して進める

○会長：

事務局からの説明について、各委員から質問はあるか。

○委員：

審議内容によっては審議会での検討だけでは時間が足りなくなる可能性があり、また横との関係も理解されていないといけないので、今回分科会という案が提案されたことはよかったと思う。

○会長：

今年度は諮問と答申があるので、昨年度よりは開催回数が必要ということになる。専門的なことなので、分科会で審議していただいた方がよいということか。

○委員：

この審議会の中だけでは内容が重いと思うので、分科会があった方がよい。

○委員：

これまで分科会があったことはあるのか。

○事務局：

今までに分科会は開催されていない。

○委員：

条例の中で規定されているのに、なぜ開催しないのか。

○事務局：

今までは審議会でご意見をいただくというかたちだったが、事務局で検討した結果、今後は、専門性のあることについて全てを審議会で検討するよりは、分科会で専門的に検討していただいた方がよいと考えたということである。

○委員：

元々平成 13 年度にそういう意味で条例が定められたのではないのか。

○事務局：

これまでは審議会の判断により、専門性を有することについても審議会本体で審議されてきたということである。規則第 2 条にある文言は、設置しなければならないという意味ではないと解釈している。

○会長：

それでは、事務局から諮問事項について補足説明をいただきたい。

○事務局：

(資料に基づき諮問事項について補足説明)

(概略)

1. 資料当日配布の経緯

本日が諮問日であるため、事前に資料を配布することができなかった。ご了承いただきたい。次回以降は事前配布に努めていきたい。

2. 保健福祉審議会に諮問する経緯

保健福祉分野の中には、この審議会の他に運営協議会等いくつかの諮問機関を持っている部署がある。高齢者支援課の中では、介護保険について、施策の企画立案や実施が円滑に行なわれることに資するために協議会を置くこととなっており、介護保険運営協議会がある。しかし、介護保険を補完し各市で行なっている一般施策については、このような協議会はない。このことから、保健福祉サービスのあり方を検討し、保健福祉施策の向上と適正な執行を図る本審議会に審議をお願いするものである。

3. 「高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について」諮問の経緯

高齢化率は 20.5%を越え、5 人に 1 人が高齢者という状況を迎えている。

介護保険の認定者数も 6,500 人を越え、特別養護老人ホームの待機者人数も 900 人を越えている。一方、重度になったり認知症になっても、施設を使わずに住み慣れた自宅で暮らし続けたいと希望する利用者や家族が多くいることも現状である。このように質・量共に増え続け、在宅を支えていく新たな行政需要に対しても限りある財源の中でしっかりと応えていく必要が出てきている。

このようなことから、高齢者福祉サービスの利用者負担については、介護保険サービスとの整合性・公平性を保ちつつ、将来に向けて持続可能なサービスの提供を行ってまいりたいと考えている。

今回の諮問の具体的な内容としては、資料 5 の 3 で検討を予定している事業として 11 事業ほど挙げているが、これらの事業は (1) から (4) まだが現在のところ、利用者負担なしとしているものである。また、(5) から (11) までの事業は、利用者の負担割合を 0%、3%、10% と 3 段階に分けて行っているものである。これらの事業について介護保険が現行 1 割負担となっているので、これと整合性を図り、介護保険と同程度の利用者負担を求めていきたいと考えている。

このことについて、ご検討、ご審議をいただきたいと考えている。

4. 高齢者福祉サービスに関する検討の位置づけ

資料 6 の高齢者保健福祉計画の中では、50～52 ページに「より利用しやすい事業の実施に努めるとともにサービスの提供内容を検討する」と謳われている。

また、資料 7 の西東京市地域戦略プラン 2010 の中でも、質・量の双方の面における行政需要の拡大への対応として効率的で無駄のない行財政運営の仕組みの構築のために、受益者負担の適正化が示され、実施項目「サービスの利用者負担の適正化」で、高齢者支援課所管の各種高齢者福祉サービスについて、介護保険サービスとの負担の公平化に留意し、事業内容や利用者負担等の適正化が示されている。

また、行財政改革の具体的な取り組みとして、行政評価等の事務事業の改善、見直しを進めてきたが、資料 8 にあるとおり、この中でも各事業の評価の中で指摘事項として利用者負担の適正化が求められている。

5. 各事業の概略と実績等について

各事業について簡単に説明をさせていただく。資料 9・10 をあわせてご覧いただきたい。資料 9 が対象事業別の概要、資料 10 が各事業後との利用実績、現状での利用者負担、類似の介護保険サービス等となっている。

(以下省略)

なお、資料 11 では、各事業の 26 市の実施状況と利用者負担の有無について一覧表にしたものである。

6. 今後の検討方法について

資料 12 をご覧いただきたい。事務局案としては、今後分科会を設置していただき、この中で詳細事項についてご検討をいただき、分科会案を 10 月中に取りまとめ、11 月中旬ごろまでに本審議会を再度開催し、分科会案についてご審議をいただき、次年度予算に間に合うように 12 月中旬までに答申をいただけると幸いと考えている。

○会長：

事務局からの説明について、各委員から質問はあるか。

○委員：

例えば、寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者など対象者が限定されているサービスがあるが、該当しなくても本当は必要としている方がいるような場合はあるのか。

○事務局：

在宅の認知症の高齢者の方々への支援については大変課題が多い。懸案になっている「寝たきり高齢者おむつ給付事業」については、寝たきりや準寝たきりの在宅でほとんどベッド上の生活をしている方にしか給付ができていないので、できれば認知症の在宅の高齢者の方などには今後給付していきたいとは考えているところである。

また、認知症のデイサービスなどは休日・祝日も実施できるように開設日を動かしていくなど、色々なことを少々改善していきたいとは考えているが、財源の問題も伴うので、負担の見直しとセットにしながら考えていかないと難しい部分がある。

利用者から負担を求めていくだけではなく、必要な方にサービスを拡充していくことも可能な限りあわせて検討していきたいと考えている。

○委員：

この給付制度の予算の財源は、市町村の特別給付に関するところから出ているのか。

○事務局：

一般施策なので、一般会計の予算である。資料 9 の事業区分のところで「市単独事業」と書いているのは、市が 10 分の 10 の負担で実施しているものである。「東京都包括補助あり」と書いてあるのが、東京都が定めた要綱により事業を行うことで、東京都から補助が出ているものである。

○委員：

自己負担がないというのは、西東京市独自の財源でサービスを行っているということか。

○事務局：

お見込みのとおりである。

○委員：

一般財源の難しい問題がある中で、高齢者人口や認知症の人が増えてきており、どう対処してくかという一つの考え方を示されたものと理解してよろしいか。

○事務局：

充実すべきところは充実を図っていくこととあわせて、介護保険との整合性を取りながら利用者負担も求めていくということの両面から行っていきたいと考えている。つまり、利用者負担により、行革として財源を圧縮していただくだけではないということである。

○委員：

2つ質問がある。

そもそも介護保険の対象になるかどうかはどこが判断しているのか。

また、行政評価シートの中で「改善見直し」や「継続実施」などとある程度決まっていることについても、本審議会の審議内容に含まれるのか。

○事務局：

対象になるかどうかの判断については、市内8か所に地域包括支援センターを設置して調査を委託している。申請があった場合にはセンターの職員が訪問をし、体や家族の状況などについて調査をし、妥当であるかどうかという調査票を市に提出する。それを基に適否を判断して、サービスを開始する仕組みになっている。

また資料6、7、8等については、本審議会のあくまで参考資料としてお示ししたものである。

○委員：

たとえば1割負担を導入すると事務作業が増えると思うが、それに関する費用等の見込みについてもぜひ示していただきたいと考えている。

○事務局：

費用負担を取っていくことになると、納付書の発行や費用徴収の管理事務等が増えるとは考えている。それについては、事務量等を精査しながら、財政課とも協議していきたい。

○会長：

申請があれば地域包括支援センターが調査をして市に調査票を提出するという事はわかったが、申請のこと自体がわからない人に対してはどうアプローチしているのか。

○事務局：

地域包括支援センターで新聞のようなものを発行している。センターには 5 名程度の専門職がいるので、地域をまわったり、あるいは地域の民生委員からつないでもらったりするかたちをとっている。

また、市で 3 年に 1 度実施している 75 歳以上の生活状況調査を昨年度行い、その結果、平成 20 年度は地域包括支援センター全体での実相談件数が 14,000 件程度だったのが、昨年度は 20,000 件を超えた。

このように全戸訪問のようなローリングをかけていく中で、必要な方を拾い出してくるようなこともあり、事業を知らないために利用できないという方は、西東京市ではかなり減ってきているのではないかと考えている。

○委員：

表の中で生活保護世帯が負担金なしとなっているが、介護保険でも負担金はあるのか。

○事務局：

介護扶助ということで、生活保護費の中から出ている。

○会長：

利用者本人の負担はあるのか。

○事務局：

1 割負担は生活保護費で払っている。

○委員：

上乘せをして払っているということか。結果として負担金がないということであれば、あえてここで 3 段階に分ける必要はあるのか。

○事務局：

措置の時代から 3 段階で運営されてきており、現在に至るまで踏襲されてきたということである。

○委員：

今回の答申に関しては全く関係のないことではないか。実際には本人に負担がないのだ

から、生活保護世帯を分ける必要はない。

また、表の 1～4、11 の事業については介護保険に類似のサービスがないということか。

○事務局：

お見込みのとおりである。

○委員：

自立支援というのは、介護保険が非該当の人への補完ということか。

○事務局：

お見込みのとおりである。

○委員：

2 番目の事業は介護保険にないのだから、介護保険を受けている人も対象になるわけか。

○事務局：

対象になる。逆に介護保険非該当の方は寝たきりではないので、介護保険該当の方がおむつの助成を受けている。

○委員：

寝たきりの高齢者でおむつ給付が必要な人は、実際には 500 名程度ではないと思う。給付を受けられるのなら受けたいが、制度を知らないから受けていないだけで、実際に周知したらものすごい数になるのではないか。

○事務局：

例えば、入院中の方は使用しないこともあり、様々なケースがある。おむつの給付制度自体はかなり浸透しているのではないかと考えている。

○委員：

建前上は周知しているが、申請がないだけで、実際のニーズはもっとあるということか。数が少なすぎると思う。実際にはかなり対象者は多いのではないか。

○事務局：

寝たきり高齢者おむつ給付事業の該当になっているのは、寝たきりでほとんどベッド上の生活をしている在宅の方である。

- 委員：
要介護 4 や 5 で在宅の人となると、こんな数ではないと思う。もっと多いのではないか。
- 事務局：
要介護 4 や 5 でも認知症があるために重く付いている方については現在対象になっていない。そうした方々をなんとか今後救っていきたいと考えている。
- 委員：
認知症で車椅子の B レベルで、トータルで要介護 4 や 5 になっている人は外されているということか。
- 事務局：
お見込みのとおりである。もう少し枠を広げていけばもっと使いたい方がいるという課題を含んだおむつの制度だとは考えている。
- 委員：
サービスの適性化という課題の裏側に、こういったサービスがあるのに知らなくて利用していない人たちの潜在的なニーズがたくさんあるのではないか。そういう問題も考えていかないといけないということである。
- 会長：
それが一番重要な課題である。
- 委員：
すごく難しい問題である。
- 会長：
在宅で寝たきりで要介護 5 の人に対しては、介護保険からおむつのサービスはないのか。
- 事務局：
ない。
- 委員：
だから先ほど申し上げたことが大事である。本来なら対象者はもっと多いはずである。
- 事務局：

平成 21 年度の介護保険認定審査会で判定していただいた数によると、全体で 7,800 弱の審査件数の中で、要介護 5 は 784 人ということである。

○委員：

1,000 人ぐらいはいるかと思う。その中で認知症が重度であるためにトータルで要介護 4 や 5 になっている人を除いても、もっと多いのではないか。

○事務局：

現在は認知症が理由で紙おむつが必要な方には支給がされておらず、身体要件で寝たきりの方にしか紙おむつは給付されていない。

○委員：

認知症のレベルが 3・4 で B レベルのような人で、トータルで要介護 4 や 5 の人が対象から漏れているということか。

○委員：

変更を予定している事業のうち 2 と 3 は行政評価シートが出ていないが、実際にはどうだったのかうかがいたい。

また、5 と 10 は「継続実施」と評価されているにもかかわらず、今回の提案としては「改善・見直し」となっていることについて、その考え方をうかがいたい。

○事務局：

行政評価シートについては、市の全事務事業のうち 450 程度を抽出し、3 か年で分割して各年度評価を行うという仕組みになっており、ご指摘をいただいたシートがない事業については、まだ抽出されていないということである。

2 つ目にご質問いただいた「改善・見直し」という項目になっていないサービスについても今回変更予定の事業としてお示ししているということについてだが、単独の事業で見たときに「継続実施」となっているも、高齢者支援課の他の事業ともあわせて全体として足並みを揃えて実施していく方が公平であると考えたため、今回変更予定の事業の中に入れさせていただいたということである。

○委員：

資料 7 の「地域経営戦略プラン 2010」で、14 ページ (3) の 20 番「サービスの利用者負担の適正化」ということで記載されているが、これについて議会の方からは何か意見はあったか。今回の提案にあたり、議会で承認がされているのか確認したい。

○事務局：

議会での質疑はなかったと記憶している。個々具体的には議員から質問をいただいたが、議会としての正式な議論は本会議の中で行われるものなので、これらの取り組みを行政内部で行った結果は予算書に反映される。議会が最終的に関与するのは、3月議会で予算について審議される時であり、質疑があることももちろんあるが、承認するかどうかを議決するという仕組みにはなっていない。

○会長：

資料10で、例えば1～4の事業について、非課税3%、課税世帯10%という現在の制度であるにも関わらず、現状の負担額がすべて0円となっているのはどう理解したらよろしいか。

○事務局：

1～4の事業は現状負担なしということである。

○会長：

介護保険の対象者にはケアマネージャーが付いていて、非対象者でも地域包括支援センターがカバーしているので、基本的に高齢者には専門的な支援者が付いているとみてよろしいか。

○事務局：

市内の高齢者全員にとはなかなか申し上げられないが、他市と比べても西東京市は地域包括支援センターがかなりきめ細かく配置されている。地域包括支援センターの前身である在宅介護支援センターからの歴史も長く、地域包括支援センターの役割については、地域に広く周知されていると考えている。

○委員：

地域包括支援センターへの申請や相談の件数が非常に増えているということだが、先ほど話にも上がった認知症の方に対するおむつの給付などについての相談が多くなってきているということか。

○事務局：

お見込みのとおりである。地域包括支援センターへの声が増えており、市としてもそのような方に給付ができていないのはつらいことである。

○委員：

資料 12 の内容は、相談を受けている地域包括支援センターの方々にとっても、相談をされている利用者や介護者にとっても、非常に必要性の高い事案ではないかと考えている。ぜひ進めていただきたい。

○会長：

それでは、具体的に資料 12 に基づいた分科会の検討に入りたい。分科会での検討の時期は 10 月中旬とのことだが、これは 1 回の開催を想定しているのか。

○事務局：

最低でも 1 回の開催と考えている。

○会長：

2 回目以降の開催はあり得るということか。

○事務局：

1 回で分科会案としてまとめていただくところまで検討していただけるとありがたいが、必ず 1 回でなければならないわけではなく、最低でも 1 回の開催と考えている。

○会長：

11 の事業について 1 回で検討が終わるはずがないので、それが数回に渡っても事務局側としてはよいということか。

○事務局：

資料の要望があればお応えするが、各項目について細かくということではなく、全体として 1 割負担をということについてご審議いただきたいと考えている。

○会長：

私自身は、介護保険のサービスは社会保険であって 1 割負担はルール上仕方ないと考えているが、今回の件は高齢者福祉サービスであって社会保険ではないので、一律 10% 負担はおかしいのではないかと基本的に考えている。

それでは、分科会メンバーの案について事務局から説明いただきたい。

○事務局：

事務局案としては、本審議会の中から学識経験者枠の委員に分科会委員としてご参加いただき、専門的見地からご検討いただきたいと考えている。また、介護保険運営協議会の構成メンバーである第 1 号保険者の市民委員の方や、老人クラブ連合会の方にも分科会に

ご参加いただき、利用者側の意見もうかがいながらご審議いただくことを考えている。

○会長：

利用者にご参加いただくことは大変重要だと思う。

分科会メンバーの案としては、学識経験者枠の丸山委員、小美濃委員、鈴木委員、下栗委員、奥野委員の 5 名となっているが、私自身は高齢者福祉の専門ではないので、この案ではまずいのではないかと思う。「学識経験者＋サービス利用者」という案が事務局から出されているが、各委員いかがか。私としては、阿委員に入っていたきたいと考えている。

○委員：

阿委員には入っていただいた方がよい。

○委員：

玉置委員にも入っていただいた方がよいと思う。

○委員：

本審議会と高齢者保健福祉計画検討委員会との関係はどうなっているのか。

○事務局：

高齢者保健福祉計画検討委員会は計画が策定された段階ですでに終了しており、現在は無い。高齢者支援課所管の委員会としては、現在、介護保険運営協議会が立ち上がっているので、そちらの中の市民委員の方にご参加いただきたいと考えている。

○委員：

事務局の判断であればそれでよいと思うが、高齢者保健福祉計画検討委員会の委員の立場からすると、今回のテーマについて全く関与できなかったという思いが生じるのではないかという気がした。

○会長：

高齢者保健福祉計画検討委員会の中で中心的に関わっていただいた方々に、今回の分科会メンバーに入っていただくということも可能か。

○事務局：

第 4 期の計画は介護保険運営協議会と高齢者保健福祉計画検討委員会でそれぞれ別のメンバーで策定したが、第 5 期に向けての予定としては、介護保険運営協議会の条例を一部改正し、介護保険運営協議会の中で高齢者保健福祉計画についてもあわせて検討していた

だくかたちに変えていきたいと考えている。

○会長：

第5期のことはそれでよいと思うが、今回のテーマとは別の話である。
分科会についてどうするか結論を得なければならないと思うが、各委員いかがか。

○委員：

審議会自体を拡大して、市民委員に入ってください方がよいのではないか。

○会長：

本日、事務局から詳細な資料をいただき、議論する上での基本的なことがわかった。本日出席のメンバーの他に当事者に加わっていただいて詰めていった方が、分科会に回すよりはよい審議ができるのではないかと思ったが、各委員いかがか。私としては、分科会1回で学識経験者と市民委員数名で検討していただいたとしても、それは丸投げしたようなものではないかと考えている。

○事務局：

お配りしている資料3の「保健福祉審議会条例」第7条「意見の聴取」という項目で、「会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。」という規定があり、これにも基づき、外部の方から意見をうかがうことができるものと解釈している。

○会長：

事務局から提案のあった分科会案と、審議会の委員を基本として当事者の参加をお願いするという案の2つが出ている。これについては本日結論を得なければならないと思うが、どのようにしたらよろしいか。

○委員：

条例の規定に基づいて分科会を設置した場合、外部から委員を呼ぶことはできるのか。

○事務局：

条例の第7条に基づき、お呼びすることができるものと解釈している。

○委員：

それは間違いないか。委員以外の方を入れたときには、分科会が設置できず、全て審議会になってしまうようには取れないか。

○事務局：

可能であると解釈している。

○委員：

分科会であっても審議会であっても、そのことを十分に検討する機会があれば、私はどちらでもよいのではないかと思う。

○会長：

議論するのに数回は必要だと思うが、本日詳細な情報は全ていただいたので、本日のメンバーを基本にしてそこに当事者の方からも意見をいただくということになれば、あと2回ぐらいで結論が出るのではないか。

○副会長：

資料を検討しながら、諮問の趣旨から逸脱しないように答申を12月中旬までに出すということによいのではないか。

○委員：

介護保険との整合性を取って見直すということと、必要としている人たちにサービスが行き届いているかということの2つの柱で検討すればよいのなら、あえて分科会にしなくても審議会だけでできるのではないかと思う。

○委員：

新たな事業の開始や介護保険との類似性などまで検討するとなれば分科会を設置してもよいと思うが、今は検討する上での柱がしっかりでき上がっていると思う。

○会長：

分科会のメンバー構成としては、事務局案のとおり丸山委員、小美濃委員、清水委員、下栗委員、奥野委員と当事者ということによろしいか。

○委員：

私も含め、他の委員も分科会は必要ないという意見ではなかったか。

○会長：

では、今回ご出席の委員はみな同じ意見だということによろしいか。

○事務局：

今回、分科会の提案をさせていただいたのは、委員の皆様がお忙しい中、諮問事項について効率的に議論していただき、来年度に向けて諮問の答申を12月までに出していただきたいと考えたからである。各委員で十分にご審議いただき、予算の時期までに間に合うように答申を出していただけるのなら、それでもよいと考えている。

○会長：

次回の審議会の予定は10月中旬ということだが、事務局としてはどのあたりを想定しているか。

○事務局：

10月12日から22日までの間をお願いしたい。
(出席委員8名で日程の確認)

○会長：

事務局からのその他の報告については。

○事務局：

その前に1点確認させていただきたい。先ほどの条例の第7条の「意見の聴取」という規定に基づき審議会にお呼びする方については、先ほど事務局から説明させていただきとお呼びするという事によろしいか。

○会長：

事務局としては具体的に人数の想定はされているか。

○事務局：

2名ないし3名の方と考えている。事務局案としては、介護保険運営協議会の市民委員からと、老人クラブ連合会が2,500名ほどの組織となっているので、そちらからもご参加いただきたいと考えている。

また、先ほど委員からご質問をいただいていた高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会の委員についてだが、高齢者保健福祉計画検討委員会の委員には全員介護保険運営協議会のメンバーにもお入りいただいていたので、基本的には同じメンバーである。訂正させていただく。

○会長：

只今の事務局案のとおりご参加いただくということで各委員よろしいか。

(異議なし)

では、そのようにお願いしたい。

○事務局：

また、本日の会議の終了予定時刻を過ぎているので、もし各委員にご了承いただければ、各課から報告させていただく案件を次回の審議会に回させていただいてもよろしいか。

○会長：

各委員よろしいか。

(異議なし)

○事務局：

次回では間に合わない報告を1点させていただく。

現在、下保谷児童センター・下保谷福祉会館の建て替えを行っており、10月4日のオープンに先駆け、10月3日の午前9時から内覧会を開催する予定である。新しい下保谷福祉会館は、今までの福祉会館の機能に介護予防の機能が付加され、最新型の福祉会館となっているので、各委員にもぜひお越しいただきたい。

○会長：

それでは、本日の審議会はこれで終了する。